令和8年度　監督処分一覧表

	業　者　名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	真方工業有限会社	鹿児島市	営業停止処分	令和8年11月6日 R8.11.11　～　R8.11.13 （　3日間　）	真方工業有限会社は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、電気工事業の請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。 根拠法令　建設業法第28条第3項

	業　者　名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	前園建設株式会社	南さつま市	指示処分 （改善・再発防止）	令和8年8月6日 ～ （　　）	株式会社前園建設は、鹿児島県南薩地域振興局建設部が発注した「広域河川改修工事（万之瀬川R5-1工区）（合併）」の現場において、墜落が生じる危険を防止する措置を講じなかったため、令和6月6月27日に一次下請業者である株式会社仲野建設の作業員が転落し、両下肢麻痺等の怪我を負う労働災害を発生させた。 この件について、同社及び使用人は、「労働安全衛生法」違反により、加世田簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、令和8年5月13日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。 根拠法令　建設業法第28条第1項第3号

	業　者　名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	株式会社PEACE	鹿児島市	取消処分	令和8年4月21日 ～ （　　）	株式会社PEACEは、営業所の所在地または建設業者の所在を確認できず、その旨を令和8年3月17日付け鹿児島県公報第702号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。 根拠法令　建設業法第29条の2第1項